第7回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成25年7月3日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	平山	修	0	2 1	副島	博 司	0
2	松尾	直一	0	1 2	橋口	忠次郎	0	2 2	中島	善重	0
3	前田	英 司	0	1 3	森	登喜 男	0	2 3	井手	憲一郎	0
4	福田	義晴	0	1 4	内海	敏 光	0				
5	齊藤	厚 男	0	1 5	梅崎	義 純	0				
6	池田	良一	0	1 6	藤森	秀喜	0				
7	藤田	勉	0	1 7	前田	國太郎	0				
8	市丸	和 男	0	1 8	土井	末義	0				
9	西山	哲	0	1 9	前田	儀三郎	0				
1 0	岩永	孝雄	0	2 0	竹本	照 雄	0				

 議事録署名者
 4番
 福田 義晴

 20番
 竹本 照雄

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農地係長	原 利彦
農地係員	久 保 克 明		

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案	第36号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案	第37号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1件)
議案	第38号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案	第39号	農地法第3条の申請について	(4件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について		
議案	第40号	(利用権設定 道	通年	9件)
		(公社への売渡		1件)
詳安	第 4 1 旦	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業(農地	売買	事業)
議案	第41号	に伴うあっせん委員の指名について	(1件)

8. 報告事項

報告	第15号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告	第16号	農地の形質変更届出について	(3件)

9. 連絡事項

なし

議長	エカキノ	こんにちは。	
哦又	,	こんにわける	
	(挨拶)		
議長	それでは、た	ただいまより第7回農業委員会会議を開会し	ます。
	本日の会議に	は、全員出席で欠席者はありません。	
	次に、議事録	最署名人のご依頼を申し上げます。	
	今回は4番	福田委員、20番 竹本委員です。	
	事務局で作品	 はする議事録が完成次第ご署名をお願いしま	す。
	本日の議案数	枚は、6つです。	
	第36号 島	農地法第5条の申請について	4件
	第37号	農地転用後の事業計画変更承認申請について	<u>.</u>
			1件
	第38号	農地法第4条の申請について	2件
	第39号	農地法第3条の申請について	4件
	第40号 鳥	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進	事業]
	V	こついて	
		利用権設定 通年	9件
		公社への売渡	1件
	第41号 農	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理	!化事業
	(農地	也売買事業)に伴うあっせん委員の指名につ	かいて
			1件
	また、報告事	事項は、2つです。	
	第15号 鳥	農地法第18条第6項通知の受理について	2件
	第16号	農地の形質変更届出について	3件
	となっており	ります。	

議長

それでは、議事に入ります。

議案第36号 農地法第5条の申請について

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第36号農地法第5条の申請4件についてご説明します。

議案の1ページ、18番になります。

この案件につきましては平成17年に4条および5条許可を受けておりましたが、予定していた融資が受けられなくなり、当初計画者による事業の遂行が困難になったため、農地転用後の事業計画変更承認申請が出ておりますので、議案の2ページの農地転用後の事業計画変更承認申請5番についても併せて説明します。

図面は、案内図、字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、平面図が3ページになります。

申請地は、大坪町白野地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)の工の(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準は許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、19番になります。

図面は、案内図と字図が4ページ、土地利用計画図が5ページ、平面図が6ページと7ページになります。

申請地は、大川内町市山地区です。

借受人が、一般住宅を建設するための申請です。なお、譲渡人が既に駐車場として利用していたことについて始末書が添付されております。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりの ある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、 第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な雑種地等がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、20番になります。

図面は、案内図と字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、平面図と断面図が10ページになります。

申請地は、東山代町脇野地区です。

借受人が、駐車場及び農作業場をつくるための申請です。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な宅地等がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、21番になります。

図面は、案内図と字図が11ページ、平面図が12ページになります。 申請地は、山代町久原地区です。

譲受人が、水道用地として汚泥仮置場をつくるための申請です。なお、 譲受人が既に水道用地として利用していたことについて始末書が添付され ております。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha 以上のまとまり

	のある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、
	第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対
	象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地
	がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地す
	ることが困難な場合は許可し得るに該当します。
	議案第36号農地法第5条の申請は以上4件です。
議長	それでは、農地法第5条18番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは202号線沿いにあるネッツトヨタの真向かいになります。ここ
	は譲渡人が何年前に転用許可を受けられたところです。譲受人はだいたい
	屋敷野の人でございますが、屋敷野のほとんどが中山間地ということで宅
	地にならないということで白野に土地を求められたということでございま
	す。そこで譲渡人が土地を持っているということで相談にあがられたそう
	でございます。周辺同意書、生産組合長、区長さんの同意書もありました。
	特に問題ないと思いますので私も捺印を押しました。審議のほどよろしく
	お願いします。
議長	18番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
議長	続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。
 担当委員	
12日安貝	市山という昔の金子製陶所があったところ付近の住宅地です。周囲はほと
	の下の方が親さんの土地でした。そしたら親さんがですね、ここに畑と駐
	車場として利用をしておられました。しかし子供がですね、Uターンして
	単物として利用をしておられました。とかし子供がですね、しターンして 故郷に帰るということであちこちの土地を探したけれども土地がないため
	しているということであらこらの工地を採じたけれども工地がないため に家の親の土地に住宅を建てたいということで来られました。私も見に行
	に多い杭い工地に住亡と建てたいていりことで木り45ました。仏も兄に11

	きましたところ、農業関係には支障も影響も別にございませんでした。地
	元の区長も承認をしておりましたので、問題ないと思って認めました。以
	上です。
議長	19番について、御意見、御質問はございませんか。
	くなし>
	続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この件につきましては、南側に道路があって東のほうと北のほうには宅
	地があります。西側には畑があってということで8ページ9ページになっ
	ております。この親子の使用貸借ということで周囲は宅地が入っておりま
	して、別段問題ないと思います。区長なり生産組合長の承諾印もいただい
	ているということで私の方も印鑑を打たせてもらいまいた。よろしくお願
	いします。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この件は始末書添付ということで上がっているわけですけれども、場所
	は山代中学校の上のほうにあたるわけですけれども、久原地区は簡易水道
	っていうことで各区で水道事業を行っているわけですけれども、区長さん
	の名義にということに行っております。生産組合長さんたちも問題ないと
	いうことです。
	審議のほうよろしくお願いたします。

議長

21番について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

無いようですので、

議案第36号農地法第5条の申請4件

議案第37号農地転用後の事業計画変更承認申請 1件

について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第38号農地法第4条の申請2件について、事務局から 説明をお願いします。

事務局

議案第38号農地法第4条の申請2件についてご説明します。

議案の3ページ、8番になります。

図面は、案内図と字図が13ページ、平面図が14ページになります。 申請地は、大川内町平尾地区です。

申請人が宅地拡張及び駐車場を建設するための申請です。なお、申請人が 既に宅地及び駐車場として利用していたことについて始末書が添付されて おります。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、9番になります。

図面は、案内図と字図が15ページ、土地利用計画図と断面図が16ページです。

	申請地は、山代町久原地区です。
	申請人が駐車場を建設するための申請です。
	なお、申請人がすでに駐車場として利用していたことについて始末書が添
	付されています。
	農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりの
	ある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、
	第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対
	象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、植林のため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。
	議案第38号農地法第4条の申請については以上2件です。
議長	それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面は14ページですね。周囲はほとんど住宅地です。丙2928の方の
	駐車場としてですね、ここに駐車場を作るということで申請をされていま
	す。農業関係には別段支障がなくですね、生産組合長及び区長の承認がご
	ざいました。
議長	8番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この件につきましては、波瀬ということで久原3区になるわけですけれ
	ども、図面で見ていただきますと周りも住宅地で問題ないということで生
	産組長さんもまた区長さんも印鑑を打たれております。私も見に行きまし
	たが周りも住宅地で駐車場としては問題ないというふうに思っておりま
	す。畑ですので用水路関係も問題ないと思います。審議のほどよろしくお
	願いします。

議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。
17番委員	5条4条ずっと始末書添付というわけですが、始末書書かんばいかんと
	いうことは要するに前からそういうふうにしとったいうことですか。その
	場合ですね本人がそこに気づいて申請をされたのか、それとも事務局とか
	農業委員さん方がアドバイスしてされたのか、自分からされたんですよね。
9番委員	今の質問ですけれども、今回の場合には相続、お父さんが亡くなられま
	して、相続の手続きをしていて、気づいたという事で。父親が農地外にし
	ていたということで、本当に申し訳なかったということで言われておりま
	した。一応報告いたします。
議長	今の質問について今回、始末書添付がありますけど、ケースケースを掻
	い摘んで説明していただいていいですか。
2 1 番委員	19番はですねもともと畑だったとです。しかし畑やったとば駐車場と
	して使っていたので、宅地になってると思いよったということでですね。
	畑に家を建てるためにはどうしても宅地にならんばいかんということで申
	請しますということでございました。次の3ページの8番ですね。平面図
	を見られてわかるとおり宅地の横にの畑ですね、もともと畑だったんです
	が、ツツジとかをずっと植えよったら自然と庭になってしまったと。今回、
	駐車場を作らんばいかんということで、どうしても全部をですね宅地化し
	たいということで本人の申し出でした。
議長	他にございませんでしょうか。
	<なし>
	無いようですので、議案第38号農地法第4条の申請2件について承認を
	戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。
	続きまして、議案第39号農地法第3条の申請につきまして、事務局から
	説明をお願いします。

事務局

議案第39号農地法第3条の申請4件について説明します。

議案は4ページから6ページになります。

議案の46番から49番まで申請事由や経営状況等を掲げております。

全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、 農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしておりま す。

その中で、6ページの49番、譲渡人は福岡在住、譲受人は、長崎県島原市在住になっております。農地の経緯になりますが、畑としておりますが、お茶畑でありまして、譲渡人は、以前から不動産業者を通して農地や宅地を含めて売却希望をされておりました。平成20年位に福岡在住の方が買われるという事で農業委員会に相談がありましたが、農業をされていなかったため、許可できないという事で、農業委員会としても、どうかしないといけないという事で社会福祉法人である作業所にあっせんしまして利用権設定を行っておりました。

しかし、椿作業所として本格的にお茶の栽培を行いたかったが、現実には難しかったとのことと、今回、正式に宅地や農地を含めて島原在住の譲受人が購入したいう話になり、譲受人の要件を確認したところ、3条許可がおりれば、伊万里市に在住する予定である事、島原市で少なからず農業経験があり、お茶についても親戚の手伝いをした経緯がある事、農業の機械に関しては、譲渡人が使用していた物が使える事、一番大事である地域との調和要件につきましては、地域の代表者と話をされて、この周辺のお茶については、無農薬栽培である等の地域のルールについては遵守する事、地域の代表者の息子さんが指導してくれる事等を確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断しております。

農地法第3条の申請については以上4件です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。

<なし>

議長

無いようですので、議案第39号農地法第3条申請4件については許可相当とします。

続きまして、議案第40号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第40号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、ご説明します。議案の7ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。

今回は借受人が 9 名、貸付人が 6 名で、面積は、田 18,096 ㎡、畑 225 ㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を $8\sim1$ 3 ページに掲げております。

7ページ164番でございますが、法人が借受人となっておりますので、 この法人については農業生産法人の要件を満たしておく必要がございま す。

こちら今設定を受ける者については、議案書の12ページのほうをご覧下さい。こちらのほうに法人の調書のほうがございます。この法人は、主たる生産品目ということで、ハウスによるパプリカの大規模栽培の水耕栽培を行うということで、今回新たに法人を立ち上げられたものでございます。農地のほうは今回利用権設定をするところからということになってまいりますが、今回利用権設定を行うところの農地につきましてはこちらの議案書の17ページ、18条6項通知の分の議案の17番のほうですね。そちらのほうで合意解約がなされておりますが、その農地をそのまま継承するということで予定をされているものでございます。法人調書については、今回新たに立ち上げたものの計画ということになりますけれども、まず法人要件につきましては株式の譲渡制限付きの株式会社ということでそちらのほうはクリアをしております。それから構成員要件でございますが、今回株主というふうになる者が3名ございます。こちらのほうの持ち株が500株、250株、50株ということでの合わせての800株を所有す

るということで株主が3名というような構成員ということになりますけどれども、3名とも農業従事の見込み数が250日を超える日数をそれぞれすべてのものが担うということになっておりますのでこちらの要件についてもクリアをしております。それから業務執行役員の要件でございますが、こちらのほうもこの株主3名がすべて取締役ということで執行役員というふうになります。この半数以上が250日以上の従事、それから実農業従事の分ということの要件がございますがそちらについてもすべてクリアをするということでございますのでこちらの要件についても該当をするということでございます。それから経営の分につきましてもパプリカの農産物生産のみの販売のみということでの今事業計画ですのでこちらについてもクリアをするということとなりまして、この法人については農業生産法人の資格を有するということで事務局としては判断をいたしております。ですので今回の利用権設定については可能であるということで理解をしているところでございます。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上9件です。

議長

議案第40号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御意見、御質問はございませんか。

19番委員

今説明をいただきましたが、借り賃が450kgの物納となっていますが、パプリカの物納というところを詳しく教えていただければと思います。

事務局

作付はパプリカで今後水耕栽培されるんですけど今後の話は係長のほうから話があると思いますけど、現状今はもともとアースマインド伊万里のお父さんですかね。18条6項で解約をされますけど、17ページで解約をしてあるんですけど、これの中身と変わらず事業の継承をされるということで、この期間の条件の水稲の450kgは変えないということで利用権設定が出ております。それで今後話になりますけど係長のほうからお話をしていただきます。

事務局

皆様の議案のなかの16ページに今回あっせん委員の指名のほうをあげさ せていただいております。こちらのほうなんですけれども公社を使っての 農地の売買を行うということでの案件でございますが、この今出ておりま す株式会社アースマインド伊万里こちらのほうが今年度の国庫事業を活用 されまして、東山代町に大型のハウスを建設してこのパプリカの水耕栽培 を行うということで予定をされております。これを行うということを前提 にということでまずは農業者の農地をお持ちであります社長に、この代表 のお父様のほうがまず嵩上げを行って畑地にするということでされてきた ところでございますが、先程ご説明申し上げましたとおり、この株式会社 のほうが法人が設立を機に今回の利用権設定をまず今日の議題の方で継承 をいたしまして、それでこのあっせんのほうをですね活用する形でこれか らの農業委員会のほうにかけていくことでございますが、ここの地主さん のほうから所有権の移転、この法人として所有権の移転をして農地を取得 して、農業生産に従事するという計画が立てられているところでございま す。今回の土地の名義等がまだ相続等の部分できれいに整理されていない ところがございましたものですから、今現在すぐに所有権を移転と今回の 合意解約即所有権移転ということができなかったこともございまして、今 回まずは利用権設定を継承して農地の耕作の権利を得るということになっ ていっております。こちらの法人でございますが、この構成員のお二人は ご兄弟でございますが、このお二人大分、それから茨城、こちらのほうに パプリカの大規模の生産の法人があるんですけれども、そちらのほうに研 修ということを兼ねまして勤めて行かれているところでございます。それ でそこの技術ノウハウを習得されて今回ご兄弟プラスの従兄弟さんになら れるんですが、構成員三人ということで今回法人を立ち上げられるという ことでございます。今回の生産販売につきまして今自分たちが研修を行っ てきたところの会社のノウハウをそのまま継承する。そして当面のことと して販売ルートにつきましても、研修先の法人が持っております販売ルー トこちらの方と委託契約を行いましてまずはそちらのほうを通じては販売 を行っていくという販売計画となっております。ゆくゆくは独自の販路拡

大を行っていきたいということ、それから今の規模に留まらず規模拡大等を図っていきたいということでの計画を立てておられるところでございます。今海外、韓国ですとかそういったところでのパプリカの栽培というのが日本のほうで入ってきているところではございますが、やはり国内産、国産のパプリカということでの付加価値、信頼性、そういったところの部分からある一定のところの部分での所得ですとか店舗、そういったところからのニーズが確実にあるということでこの分についての生産の分については大丈夫であろうということでの見込みということになっているところでございます。こちらの法人の概要と計画につきましては以上でございます。

12番委員

この12ページの利用権設定してありますね。14年ということで。45 0kgですか。利用権設定して今の説明では農地を持っておりますよとか、 それから初年度は収入が0ですけれども2年目からは3560万3年目か らは4960万円とか計画はしてありますけど、今の説明では借受人であ るこの法人が農地を買うよっていうことですか。

事務局

最終的な形いたしましては、この農地を取得することがまず前提にございます。ただ今回利用権設定が出たというところの部分につきましてはこの国庫事業との絡みがございまして、この国庫事業の申請が7月の段階で行わなくてはいけないというところの部分で県の方からその申請の段階で農地の権利、耕作をする権利というのを法人が取得しておかなければならないということでの条件がついております。そのすぐに取得ができないといことでございますので今回の分は短期と、事実上は今計画としては複数年という14年間ということの分で上がっておりますが、実際の予定としては短期の利用権設定となるだろうと思われます。まず今回あげさせていただきまして、その後条件が整い次第農地を取得するというというところの手続きを改めて農業委員会のほうに出させていただきたいということであっております。

議長

他にございませんでしょうか。

<なし>

議長 無いようですので、議案第40号農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促 進事業]の利用権設定の通年9件については申出のとおりに決定します。 続きまして、公社へ売渡の5番についての説明を事務局からお願いします。 事務局 公社への売渡についてご説明いたします。議案は13ページの5番になり ます。 こちらは2月の農業委員会で、中部地区担当の21番委員と6番委員にあ っせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、 今回農業公社へ売渡する内容となっています。 明細書を議案の14ページに、案内図を15ページに掲げております。場 所については大川内町五本松の圃場整備田となっております。売買価格に ついては反当りの金額と全体額は議案の14ページの明細書のとおりで す。 公社への売渡については、以上1件です。 議案第40号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への 議長 売渡5番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第40号農用地利用集積計画[農業経営基盤強 化促進事業]の公社への売渡1件については承認を戴きましたので、書 類を県農業公社へ送付したいと思います。続きまして、議案第41号農 業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業(農地売買事業)に伴 うあっせん委員の指名1件についての説明を事務局からお願いします。 事務局 議案第41号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業(農地売 買事業)に伴うあっせん委員の指名1件についてご説明します。 議案の16ページの4番です。 今回あっせんの申出が東山代町で出ております。東山代町での申出である ため、西部地区担当の4番委員と18番委員にあっせん委員をお願いした いと思います。

あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、

	<u></u>
	よろしくお願いいたします。
 議長	
时以入	に移ります。
	報告第15号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告
	をお願いします。
-1476	
事務局	報告第15号農地法第18条第6項通知の受理2件について説明します。
	議案の17ページをご覧ください。
	16番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後
	は売買をされる予定で今回、3条の申請が出ております。
	17番につきましては、借り人の都合により、合意解約されます。解約後
	は売買をされる予定で今回、あっせんの申請が出ております。
	報告第15号については以上2件です。
議長	報告第15号農地法第18条第6項通知の受理2件について、ご質問はご
	ざいませんか。
	くなし>
 議長	無いようですので、続きまして、報告第16号農地の形質変更届出につ
H) L L	いて、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第16号農地の形質変更届出3件について説明します。
F 4337F3	
	議案の18ページの8番になります。
	図面は、案内図と字図が17ページ、平面図と断面図が18ページになり
	ます。
	申請地は大川町川西地区です。
	こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。
	続きまして、議案の18ページの9番になります。

	図面は、案内図と字図が19ページ、平面図が20ページ、断面図が21
	ページになります。
	申請地は大坪町白野地区です。
	こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。
	続きまして、議案の18ページの10番になります。
	図面は、案内図と字図が22ページ、平面図と断面図が23ページになり
	ます。
	申請地は松浦町下平地区です。
	こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。
	報告第16号については以上3件です。
議長	それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	先だって水田を嵩上げして畑にしたいということで届人ではなく請負業者
, ,,,,,	の方が私のほうへお見えになりました。17番の図面でわかりますように
	 県道相知山内線の道路際、それからJR駒鳴駅からちょうど500mぐら
	いの位置にあたるはずです。道よりも低いということで私もこれは絶対上
	げて利用したほうがいいなと思いまして、昨日も現場に見てみましたとこ
	ろ、形質変更届済の標識も設置をされていたところでございます。
議長	8番について、ご質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、続きまして、9番について担当委員から説明をお願い
	します。
担当委員	ここはですねもともと吹田ではございましたが嵩上げして畑にするという
	ことでございますが、よかったら売れたら売りたいなということでござい
	ました。ここの田んぼは水がないということでございます。ため池があり
	ますが古賀の所有地ということで漏って水が溜まらんということでござい
	ますので田植えはできんといことでございます。本人が来られましたので
	捺印を押しました。
議長	9番について、ご質問はございませんか。
	<なし>

	無いようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願
	いします。
担当委員	ここはですね、松浦の小学校から300mぐらいあるでしょうか。武雄方
	面に行ったところでございますけれども、届人の宅地が県道沿いにありま
	して、その裏側、地番でもわかりますように、すぐ隣に湿地になって
	おり、それをどうしても畑にして作りたいということで申請をされており
	ます。現在は荒れているようでした。以上のとおりでございますので審議
	のほどお願いをいたします。
議長	10番について、ご質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第7回農業委員会を終了します。
	<議事終了>